

## ○豊田市大学等連携協議会設置要綱

平成28年3月29日

### (趣旨)

第1条 この要綱は、豊田市大学等連携協議会に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (設置)

第2条 大学等と豊田市による包括連携協定に基づく連携事項を円滑に推進するため、豊田市大学等連携協議会を設置する。

### (組織)

第3条 包括連携協定を締結した愛知学泉大学、愛知県立芸術大学、愛知工業大学、中京大学、日本赤十字豊田看護大学、豊田工業高等専門学校及び豊田市の所管部局により組織する。

### (会議)

第4条 会議は年2回開催し、初回は当該年度の連携確認及び前年度連携事業の検証を行う。  
第2回は連携事業の進捗確認、調整及び次年度事業の検討を行う。このほか、必要に応じて会議を開催することができる。

### (委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

### 附 則

#### (施行期日等)

この要綱は平成25年11月29日から施行する。

この要綱は平成28年3月29日から施行する。